

○御所市ひとり暮らし高齢者等緊急通報装置貸与事業実施要綱

平成元年12月15日

告示第27号

改正 平成13年4月27日告示第23号

平成27年8月1日告示第93号

(目的)

第1条 この告示は、重篤な疾患又は重度の障害を持ちながらも、ひとり暮らしを余儀なくされている高齢者等に対し、緊急通報装置を貸与することにより、当該高齢者等の急病や災害等の緊急時に、あらかじめ組織された地域支援体制等により、迅速かつ適切な対応を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

第2条 本事業の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) おおむね65歳以上のひとり暮らしの者であって、緊急に対応が必要な持病（心臓、呼吸器、脳血管疾患等）を持つもの
- (2) おおむね65歳以上のひとり暮らしの者であって、身体障害者手帳（1級又は2級）の交付を受けているもの
- (3) 前2号の持病又は障害を持つおおむね65歳以上の者であって、家族の就労等により日中若しくは夜間にひとりで在宅となるもの又は同居する者においても緊急時に通報を担う能力に欠けると認められるもの

(利用者の決定)

第3条 本事業を利用しようとする者は、緊急通報装置利用申請書（様式第1号）及び承諾書（様式第2号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、当該申請者の状況等を調査のうえ、利用の可否を決定し、緊急通報装置利用決定（却下）通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、本事業の利用者（以下「利用者」という。）を決定したときは、緊急通報装置利用者名簿（様式第4号）を作成し保管するものとする。

(装置の貸与)

第4条 市長は、前条により決定した利用者に対し、緊急通報装置（以下「装置」という。）を貸与する。

(装置の管理)

第5条 装置の貸与を受けた利用者は、善良な管理者の注意をもって使用するとともに、本事業の目的に反して使用し、譲渡し、転貸し、又は担保に供してはならない。

(利用料)

第6条 利用者は、装置の使用にあたって、電話の通話料等を負担するものとする。なお、住民税課税世帯については、設置時に一部負担金5,000円を徴収するものとする。

(申請事項の変更(異動)等の届出)

第7条 利用者は、次の各号に掲げる事項に変更(異動)があったときは、速やかに緊急通報装置利用申請事項変更(異動)届(様式第5号)により市長に届け出るものとする。

- (1) 利用者の住所その他申請事項
- (2) 第2条に該当しなくなったとき。
- (3) 長期間不在となるとき。
- (4) 装置の利用を辞退するとき。

(利用の取消)

第8条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当したときは、緊急通報装置利用取消通知書(様式第6号)により利用者に通知し、装置を返還させるものとする。

- (1) 第2条に該当しないと認めたとき。
- (2) 施設等に入所(入院)したとき(短期的なものを除く。)
- (3) 装置の利用辞退の届出があったとき。

(協力員の設置)

第9条 利用者は、本事業推進の基盤となる地域住民による支援体制として「協力員」を確保するものとする。

2 協力員は、次の各号に定める活動を行う。

- (1) 利用者の緊急時に迅速に発信者宅に出向き、利用者の安否の確認を行うこと。
- (2) 前号の確認結果について、関係機関等へ連絡すること。
- (3) その他本事業の目的を達成するために必要な活動

(関係機関との連携)

第10条 市長は、緊急時の救援等のため、消防署、医療機関、老人福祉施設、協力員等による連携システムを確立するものとする。

附 則

この要綱は、平成元年12月15日から施行する。

附 則(平成13年告示第23号)

この要綱は、告示の日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則(平成27年告示第93号)

この告示は、告示の日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

緊急通報装置利用申請書

年 月 日

御所市長 様

住所
申請者 氏名
電話

下記のとおり、緊急通報装置を利用したいので申請します。

利	フリガナ 氏 名			男 女	生年月日 血液型	
	(住所) (電話)					
用	家状 族 の況	氏 名	続 柄	年 齢	住 所	電 話
者	主 な 病 名		か っ 医 か け 療 機 器 の 関	名 称		
				所 在 地		
				電 話		
協 力 者	順 位	氏 名	性 別	続 柄	住 所	電 話
	1					
	2					
	3	消 防 署				
民 生 委 員						
備 考						

様式第2号(第3条関係)

承 諾 書

年 月 日

御所市長 様

住 所
利用者 氏 名
電 話



緊急通報装置を利用するにあたり、下記事項を承諾します。

- 1 緊急通報を発し、確認電話に応答しない場合は、協力員、関係機関等が住宅内へ立ち入ること。
- 2 緊急時に協力員、関係機関等が住宅内に立ち入る場合、必要かつやむを得ない行為により住宅等の一部に受けた損害については、その損害の責めは負わないこと。
- 3 緊急通報装置を利用するにあたり、その可否を決定するため、住民税の課税台帳を閲覧すること。

様式第3号(第3条関係)

緊急通報装置利用決定(却下)通知書

第 号
年 月 日

様

御所市長



年 月 日付けで申請のあった緊急通報装置の利用について、次のとおり決定したので通知します。

利用者氏名

1 利用を承諾する

(1) 利用条件

申請事項に変更があったとき、長期間の不在のとき、利用を辞退するときは、速やかに届出ること。

(2) 装置の設置予定日 年 月 日

2 不承認

理 由

※ 装置の設置予定日には、必ず家にいてください。都合の悪い場合は、連絡してください。

様式第4号(第3条関係)

緊急通報装置利用者名簿

氏名	住所	電話	備考

様式第5号(第7条関係)

緊急通報装置利用申請事項変更(異動)届

年 月 日

御所市長 様

住 所
利用者 氏 名
電 話



次のとおり、変更(異動)がありましたので、お届けします。

	区 分	変更前(申請済内容)	変 更 後
変 更 事 項			
異 動 事 項			
変更(異動)年月日			

様式第6号(第8条関係)

緊急通報装置利用取消通知書

第 号
年 月 日

様

御所市長



年 月 日付けをもってあなたに貸与しておりました緊急通報装置の利用については、下記のとおり取り消すことに決定しましたので通知します。

記

- 1 利用取消年月日
- 2 利用取消理由
- 3 装置撤去予定年月日

※ 装置の撤去予定年月日には、必ず家にいてください。都合の悪い場合は、連絡してください。

様式第1号 (第3条関係)

様式第2号 (第3条関係)

様式第3号 (第3条関係)

様式第4号 (第3条関係)

様式第5号 (第7条関係)

様式第6号 (第8条関係)